

# 高砂市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

## 1 事業の目的

この要綱は、母子家庭の母若しくは父子家庭の父又は養育者に対し、自立支援教育訓練給付金を支給することにより、主体的な能力開発の取組みを支援し、もって、母子家庭若しくは父子家庭又は養育者の自立の促進を図ることを目的とする。

## 2 定義

この要綱において「自立支援教育訓練給付金」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第1号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金及び法第31条の10において準用する法第31条1号に規定する父子家庭自立支援給付金をいう。

- (1) この要綱において「児童」とは、20歳に満たないものをいう。
- (2) この要綱において「母子家庭の母若しくは父子家庭の父」とは、次のいずれかに該当する児童の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。
  - ア 父母が婚姻を解消した児童
  - イ 父又は母が死亡した児童
  - ウ 父又は母が児童扶養手当施行令（昭和36年政令第405号）で定める程度の障害にある児童
  - エ 父母又は父若しくは母から1年以上遺棄されている児童
  - オ 父母又は父もしくは母の生死が1年以上明らかでない児童
  - カ 婚姻によらないで生まれた児童
- (3) この要綱において「養育者」とは、次のいずれかに該当する児童と同居して、これを監護養育し、かつ、その生計を維持する者をいう。
  - ア 父母が死亡した児童
  - イ 父又は母が監護しない前号アからカまでのいずれかに掲げる児童

## 3 対象者

本事業の支給対象者は、母子家庭の母若しくは父子家庭の父（法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。）又は養育者であって、次に掲げる受給要件の全てを満たすものとする。

令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものに係る受給要件については、(1)の規定は適用しない。

- (1) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。
- (2) 支給を受けようとする者の就業経験、技能又は資格の取得状況、労働市場の状況等から判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる者であること。
- (3) 過去に自立支援教育訓練給付金を受給していないこと。

#### 4 対象講座

本事業の対象講座は、次に掲げる講座とする。

- (1) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）及び雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ都道府県等の長が地域の実情に応じて対象とする講座
- (2) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ都道府県等の長が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）
- (3) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）（以下「指定教育訓練」という。）

#### 5 支給額等

自立支援教育訓練給付金の支給額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 受講開始日現在において一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない母子家庭の母又は父子家庭の父（4（1）及び（2）の講座を受講する者）  
当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。以下「教育訓練経費」という。）の 60%に相当する額とする。ただし、その額が 20 万円を超える場合は 20 万円とし、12,000 円を超えない場合は自立支援教育訓練給付金の支給は行わないものとする。  
（2）受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格を有する母子家庭の母又は父子家庭の父（4（3）の講座を受講する者で（3）に掲げる者を除く。）  
教育訓練経費の 60%に相当する額とする。ただし、その額が修学年数に 40 万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に 40 万円を乗じて得た額（この場合 160 万円を超えるときは、160 万円）とし、その額が 12,000 円を超えない場合は自立支援教育訓練給付金の支給は行わないものとする。  
（3）受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格を有する母子家庭の母又は父子家庭の父（指定教育訓練を受講する者）（当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して 1 年以内に当該教育訓練に係る資格を取得した者であって、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して 1 年以内に就職等した（当該教育訓練修了時点で就職等している場合を含む）者に限る。）  
教育訓練経費の 85%に相当する額とする。ただし、その額が修学年数に 60 万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に 60 万円を乗じて得た額（この場合 240 万円を超えるときは、240 万円）とし、その額が 12,000 円を超えない場合は自立支援教育訓練給付金の支給は行わないものとする。

(4) 受講開始日現在において 5 (1) から (3) 以外の受給資格を有する母子家庭の母又は父子家庭の父

前各号に定める額から雇用保険法第 60 条の 2 第 4 項の規定により当該受給者が支給を受けた一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金（以下「教育訓練給付金」という。）の額を差し引いた額（その額が 12 千円を越えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）

(5) 養育者

教育訓練経費の 20%に相当する額とする。ただし、その額が 10 万円を超える場合は 10 万円とし、4,000 円を超えない場合は自立支援教育訓練給付金の支給は行わないものとする。令和 6 年 8 月 29 日までに修了した当該教育訓練に係る訓練給付金については、なお従前の例によることとする。

## 6 事前相談の実施

受給要件の審査に際しては、事前に受講を希望する母子家庭の母若しくは父子家庭の父又は養育者からの相談に応じるとともに受給要件について把握しておく。

事前相談においては、当該母子家庭の母若しくは父子家庭の父又は養育者の希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、当該母子家庭の母若しくは父子家庭の父又は養育者の職業経験、技能、取得資格等を的確に把握し、当該教育訓練を受講することにより、自立が効果的に図られると認められる場合に限り受講対象とするなど受講の必要性について十分把握するものとする。

また、受講開始から受講修了までの間に、当該母子家庭の母若しくは父子家庭の父又は養育者に必要な生活支援、就業支援等のメニューを適切に組み合わせて支援できるよう、寄り添い型の支援を行うものとする。

## 7 受給要件の審査、対象講座の指定等に関する手続

(1) 受給要件の審査、対象講座の指定

自立支援教育訓練給付金を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座について高砂市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書（様式第 1 号。以下「受講対象講座指定申請書」という。）を市長に提出し、受講開始前にあらかじめ、教育訓練講座の指定を受けなければならない。

(2) 指定申請時の審査

市長は、受講対象講座指定申請書を受理したときは、受給要件の審査を行い、速やかに、対象講座の指定の可否の決定をする。

(3) 教育訓練の講座の指定通知

市長は、前号の決定を行った場合には、遅滞なく、その旨を当該母子家庭の母若しくは父子家庭の父又は養育者に通知しなければならない。この場合において、当該母子家庭の母若しくは父子家庭の父又は養育者に対象講座の指定を行った場合には、高砂市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書（様式第 2 号。以下「受講対象講座指定通知書」という。）により当該母子家庭の母若しくは父子家庭の父又は養育者に通知する。なお、訓練給付金の支給方法について 8 (5) の規定を適用する場合は、その旨を通知すること。

(4) 受講対象講座指定申請書の添付書類

受講対象講座指定申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。ただし、公簿

等（マイナンバー制度による情報連携を含む。以下同じ。）によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

ア 当該母子家庭の母若しくは父子家庭の父又は養育者及びその児童の戸籍謄本又は抄本並びに世帯全員の住民票の写し

イ 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

（5）受講対象講座指定申請書の提出期限

自立支援教育訓練給付金を受けようとする者は、受講対象講座指定申請書を受講開始日以前に提出しなければならない。

（6）受給要件の審査方法

第2号の規定による支給決定に当たっては、市長は、有識者や就業関係の専門家、母子・父子自立支援員等で構成する検討委員会を設置し、当該検討委員会においてその緊急性や必要性について検討した結果に基づいて判定する。

（7）受給要件の審査に係る留意事項

ア 過去に自立支援教育訓練給付金を受給している者の取扱いについて

自立支援教育訓練給付金は、原則として、過去に給付を受けた者には支給しないこととするため、受給要件の審査に当たっては、過去の受給の有無について確認する。

イ 類似制度による支援を受けている者の取扱いについて

過去に教育訓練給付金を受給した者、高等職業訓練促進給付金を受給した者、求職者支援制度による職業訓練受講給付金を受給した者等類似制度による支援を受けている者については、類似制度における受給状況を十分聴取して、本事業の利用が資格取得や適職への就職に真に結びつくと認められる場合は、支給することができる。

ウ 教育訓練給付の受給資格の確認について

自立支援教育訓練給付金の支給を受けようとする者が希望する講座の受講開始日現在において教育訓練給付の受給資格の有無が不明な場合、事前相談等で職歴を把握した上で確認するものとし、さらに確認が必要な場合等には、住所を管轄する公共職業安定所が発行する「教育訓練給付金支給要件回答書」によって確認する。

（8）対象講座について

対象とする講座の指定については、本人の意向も踏まえつつ、対象とする講座が当該母子家庭の母若しくは父子家庭の父又は養育者が適職に就く観点から適当であるかも含め審査を行うとともに、必要に応じて講座の変更を助言する等的確な支援を行うものとする。

8 自立支援教育訓練給付金の支給等（5（3）に規定する者を除く。）

（1）支給申請

ア 自立支援教育訓練給付金の支給を受けようとする母子家庭の母若しくは父子家庭の父又は養育者は、対象教育訓練を修了した後に、市長に対して、高砂市自立支援教育訓練給付金支給申請書（様式第3号。以下「支給申請書」という。）を提出するものとする。

イ 市長は、支給申請を受けた場合、当該母子家庭の母若しくは父子家庭の父又は養育者が支給要件に該当しているかを調査し、速やかに支給の可否を決定しなければならない。

市長は、この決定を行ったときは、遅滞なくその旨を当該母子家庭の母若しくは父子家庭の父又は養育者に通知しなければならない。この場合において、支給決定を行ったときには、支給額を算定し、併せてこれを本人に通知する。

## (2) 支給申請の期限

支給申請は、受講修了日から起算して 30 日以内に行わなければならない。

なお、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して 30 日以内に行わなければならない。

ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

## (3) 支給申請書の添付書類等

支給申請書の提出に際しては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ただし、公募等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることができる。

ア 当該母子家庭の母若しくは父子家庭の父又は養育者及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

イ 母子・父子自立支援プログラムの写し等、自立に向けた支援を受けていることを証する書類（ただし、令和 6 年 8 月 29 日までに教育訓練講座の指定を受けたものを除く。）

ウ 受講対象講座指定通知書

エ 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書又は受講者の教育訓練の修了に必要な実績及び目標を達成していることを証明する受講証明書（8（5）によって支給する場合に限る。）

オ 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書

カ 教育訓練給付金が支給されている場合は、「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」

## (4) 自立支援教育訓練給付金の支給の審査に係る留意事項

自立支援教育訓練給付金の支給に当たっては、受講開始前に教育訓練講座の指定を受けることを原則とする。ただし、当該指定を受けていない者のうち、受講開始前に受講対象講座指定申請書を提出できない真にやむを得ない事由があり、かつ、受給要件を満たし、受講した教育訓練講座が適職に就く観点から適当と認められる場合は、この限りではない。

## (5) 支給方法の特例（5（2）に規定する者に対する支給に限る。）

訓練給付金の支給について、支給単位期間（雇用保険法施行規則第 101 条の 2 の 12 第 4 項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）ごとの支給を決定することができる。その場合、あらかじめ受講対象講座を実施する教育訓練施設に対し受講証明書（雇用保険法施行規則第 101 条の 2 の 4 に規定する受講証明書をいう。以下同じ。）の発行が可能であることを確認するなど、関係機関と連絡調整した上で、その支給方法を決定すること。

# 9 自立支援教育訓練給付金の追加支給等

## (1) 支給申請

ア 自立支援教育訓練給付金の追加支給を受けようとする者は、対象教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して 1 年以内に就職等した後に、市長に対して、高砂市自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）（様式第 4 号。以下「支給申請書（追加支給用）」という。）を提出するものとする。

イ 市長は、支給申請を受けた場合、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が支給要件に該当しているかを調査し、速やかに支給の可否を決定しなければならない。

市長は、この決定を行ったときは、遅滞なくその旨を当該母子家庭の母又は父子家庭の父に通知しなければならない。この場合において、支給決定を行ったときには、支給

額を算定し、併せてこれを本人に通知する。

## (2) 支給申請の期限

支給申請書（追加支給用）の提出は、対象教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日から30日以内に行わなければならない。なお、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に行わなければならない。

ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

## (3) 支給申請書の添付書類等

支給申請書（追加支給用）の提出に際しては、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることができる。

ア 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

イ 母子・父子自立支援プログラムの写し等自立に向けた支援を受けていることを証する書類（ただし、令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものを除く。）

ウ 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書

エ 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書

オ 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」

カ 当該母子家庭の母又は父子家庭の父が資格の取得をしたことを証明する書類

## 10 助成金の返還

市長は、偽りその他不正行為によって、この要綱による助成金の支給を受けた者があると認めるときは、その者に対し、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

## 11 経過措置

(1) 令和3年7月以前分の訓練給付金に係る受講対象講座指定申請及び支給申請に際して、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）において寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。）であったときは、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の子の戸籍謄本及び当該母子家庭の母又は

父子家庭の父と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付するものとする。

附 則

この要綱は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 26 年 10 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

但し、特定一般教育訓練給付金についての規定は、令和元年 10 月 1 日の制度開始後から適用する。

附 則

この要綱は令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 4 年 10 月 28 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

## 附 則

この要綱は令和 6 年 8 月 30 日から施行する。